

進路指導だより

～一人一人のよりよい生活を考えて～

令和6年6月28日発行

茨城県立結城特別支援学校

進路指導グループ

今年度も福祉施設説明会を開催します！

おしらせ

福祉施設説明会について



令和6年7月24日(水) 10時00分から14時45分

【日程】

○午前の部 ※施設ごとに分かれて説明及び情報交換(1回15分、全3回実施)

【1回目】10時15分～10時30分

【2回目】10時40分～10時55分

【3回目】11時05分～11時15分

○午後の部 ※施設ごとに分かれて説明及び情報交換(1回15分、全3回実施)

【1回目】13時15分～13時30分

【2回目】13時40分～13時55分

【3回目】14時05分～14時15分

参加施設地域：結城市、下妻市、筑西市、八千代町、桜川市、坂東市、古河市、五霞町、常総市、つくば市、栃木県 の福祉施設が来校します。

福祉施設の職員の方から、施設の概要、作業内容、定員数等について説明を聞き、福祉施設情報を収集し、今後の進路選択に役立てていただければと思います。

参加施設につきましては、後日、お知らせのプリントを配付いたします。

高等部では、6月17日から28日までの2週間、2・3年生が第I期現場実習を行いました。現場実習では生徒一人一人が卒業後の生活に向けて一生懸命に取り組む姿が見られました。各事業所で活躍している人はどういう人なのかをご紹介します。

卒業後に活躍している人はどういう人？

- 1 休まないで出勤できる人(学校生活も休まない人)
- 2 明るく元気に挨拶ができる人(自分からあいさつできる人)
- 3 仕事に意欲がある人(作業力よりも働く意欲がある人の方が活躍しています)
- 4 周りの人と仲良くできる人(簡単な日常会話ができるように努力している)



※ 以上の項目が卒業後に活躍している人に見られる長所です。その他にも以下の内容があります。

- 約束が守れる人
- 手先が器用な人
- 報連相ができる人(社会人としてのマナーが守れる人)
- 同じ作業が続けられたり、作業時間内 立ち仕事ができたりする人
- 規則正しい生活が送れる人



① 児童・生徒が利用できるサービス

放課後等デイサービス

放課後や夏休みの長期休暇中に、放課後等デイサービス事業所において、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

短期入所(ショートステイ)

在宅生活において、介護されている方の休養やその他の理由により一時的に施設介護が必要になった障害児・者の方に、短期間入所してもらい、入浴・食事・排泄の他、必要な支援を行います。※卒業後も利用できます。

日中一時支援

放課後等デイサービスは、目的に応じた訓練等を実施しますが、日中一時支援は、訓練等を実施しない、『お預かり』のサービスです。ご家族の『レスパイト(休息)』を目的とした利用ができます。※卒業後も利用できます。

② 卒業後に利用できる日中活動系のサービス(の一部です)

生活介護

日中、福祉施設で食事や入浴、創作的活動などゆったりとした日課の中で支援者と過ごします。作業的内容を行っている施設もあります。

就労移行支援

障害者雇用枠での一般企業への就労を希望する人に、一定期間(2年以内・1回)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援(A型)

福祉施設と雇用契約を結び、最低賃金以上の給料をもらって働きます。※茨城県の最低賃金は、953円。(令和5年10月1日より)

就労移行支援(B型)

福祉施設内で作業(部材の袋詰め、農作業、パンづくり等)を行います。作業内容や賃金は、各福祉施設によって異なります。



福祉サービス(障害者総合支援法が定めるサービス)は、たくさんの種類があります。お子さん本人やご家族のニーズに合わせて利用することで、生活をより充実したものにするができます。

サービスの利用には、手続きが必要です。お住まいの地域の市役所や町役場、基幹相談支援センターで、「こんなサービスを利用してみたい」「何か使えるサービスはありますか?」等の相談をしてみてくださいはいかがでしょうか。

放課後等デイサービスと就労支援の違いとは?



放課後等デイサービス	就労支援サービス
在学中に受けられるサービス	卒業後に受けられるサービス
個に応じて、日常生活や団体生活を送るために必要なマナーやスキルの習得を行います。	就労支援サービスには「一般就労支援」と「福祉的就労支援」があります。就労を通して自立を目指して、必要な職業訓練(スキルアップ)だけでなく、安定して就労する上で必要な力を身につける訓練(トレーニング)をします。